

## I 平成24年度事業計画

平成24年度は、公益財団法人移行後の第二年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）に当たる。

財政面においては、運用収益、寄附金収入ともに、前年度以上に厳しいと見込まれることから、給与のベースダウンを含め管理費抑制に努めるとともに、「中国残留孤児援護基金の今後のあり方検討会」答申（平成23年5月）に沿って、従来事業の仕分け（縮小、整理、統合）を行って支出を抑えつつ、新たに必要とされる事業の展開に向けて調査、試行を進めたい。

このような支出削減努力を払った上でなお生ずる収支の赤字を補うものとして、最大で5千万円の取崩しをご承認いただきたい。（公益目的事業会計の「共通」で最大2千万円、公益目的事業会計の「公1・扶養費」及び「公2・就学援助」で最大3千万円。）ただし、収入（寄附金収入及び運用収益）が好調に推移し予算額を上回れば、取り崩し額を極力抑えることとしたい。

### 【各事業計画の概要】

#### 1. 公1：中国残留日本人孤児の養父母及び中国等に残留する日本人孤児等に対する支援事業（国際相互理解の促進、高齢者の福祉の増進及び生活困窮者の支援を目的とする事業）

##### （1）中国残留日本人孤児の養父母等に対する扶養費の支払事業

中国残留孤児の養父母等に対する扶養費の支払いは、平成23年度に帰国した孤児について日中両国政府間で名簿の確認後、中国紅十字会総会に送金する。

##### （2）中国残留邦人等に対する生活状況調査及び援助事業

###### ア 訪中座談会（個別訪問型）

中国東北地区等において、主として帰国希望の孤児及び残留婦人等を対象に、中国における生活状況等を調査し、中国帰国者等の生活指導上の資料とするとともに、これらの者に対して、日本社会の現況、帰国受入援護、帰国手続き等について周知を図る。

昭和60年の事業開始以来続いた、残留邦人に都市部まで出てきて頂き集団での座談会を開催する従来形式を平成19年度より改め、健康上の理由等で会場に来ることが困難な方々のために、当方から残留邦人宅に直接赴き話をする戸別訪問型に変更した。その結果、制度を知ることによって新たに一時帰国に参加することができた方々も多くいたところである。これを踏まえ、平成24年度も同様な形式で事業を実施していきたい。

◎ 開催時期、開催場所等：検討中

イ 中国関係者訪日協議

援護基金では、中国残留孤児問題の円滑な進展を図るため、日本人孤児問題等に携わっている中国政府関係者を日本に招致し、日本に帰国した中国残留邦人がどのような生活を送り、また、どのような問題を抱えているのかを理解していただくために『中国帰国者定着促進センター』及び「中国帰国者支援・交流センター」などを案内し知見を深めていただく。また、これを機会に中国政府関係者に中国残留邦人の円滑な帰国の促進についてお願いする。

(3) 中国に残る中国残留邦人等の集団一時帰国（厚生労働省の委託事業、公募）

日本に肉親がなく、また、あっても何らかの事情により受け入れられない等の理由で日本への訪問ができない残留邦人を対象に、援護基金が身元引受人となり日本に招待（約2週間）する集団一時帰国事業を引き続き実施する予定である。

◎ 年3回 概ね52世帯92人（親族等の介護人を含む）

2. 公2：日本に永住帰国した中国残留邦人等に対する定着・支援事業（国際相互理解の促進、教育、スポーツ等を通じて国民の心身健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養する、高齢者の福祉の増進、勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業）

(1) 養父母お見舞訪中援助事業

帰国孤児の養父母をお見舞するための訪中援助（初回・2回目訪中、危篤・葬儀参列訪中）を今年度も引き続いて次のとおり実施する予定である。

また、単独で訪中できない者も少なからずいることから、これらの者は同行する介護人1名に対する旅費の援助も必要に応じて行う。

- ① 訪中人員 帰国孤児10名程度(年間)
- ② 時 期 年度中随時
- ③ 旅 程 申請者と援護基金が計画した旅程（約2週間程度）
- ④ 援助内容 渡航費及び見舞金等を援護基金が援助する。

(2) 中国残留邦人等に対する就学資金貸与事業

中国帰国者とその子等（二世・三世）に対し、大学及び専修学校（高等課程は除く）等への就学を援助するため就学資金の貸与を行い、これらの者が日本社会において早期に自立し心身共に健全な生活を営むことができるよう手助けするものである。

なお、平成22年度から国において実施されている「国公立高等学校における授業料の無償化」等の制度が廃止された場合には、当援護基金において高等学校の就学に必要な資金の貸与を行うことを検討しているところである。

○ 就学資金の種類及び貸与額（平成24年度）

区 分	大 学	専修学校	鍼灸学校	日本語教育機関
入学資金	入学時 30万円 以内	入学時 50万円以内		—
奨 学 金	月額 4万円以内		月額3万円以内	年額 55万円以内

○ 貸与予定者総数（平成24年度）

区 分	新規貸与予定者数	継続貸与者数	平成24年度 貸与予定者総数
高 校	0名	0名	0名
大 学	4名	35名	39名
専 修 学 校	2名	4名	6名
鍼 灸 学 校	0名	3名	3名
日本語教育機関	0名	0名	0名
計	6名	42名	48名

卒業後の就学資金返還にあたっては、平成13年度より報奨金制度を設け早期返還を促進しており、返還額は向上している。

滞納者対策として、19年度から機関紙において返還を呼びかけ、22年度以降に置いては、数度の督促にもかかわらず正当な理由なしに返済に応じない場合、法的手段を講じる旨を同紙に掲載し、顧問契約を締結した法律事務所より数名の未返還者に対して返済の催告に及んだところである。24年度も引き続き返還促進に努めたい。

また、毎年、財団法人岡村育英会から奨学金援助の申し出があり、当援護基金の就学資金の貸与者の中から来春又は再来春に卒業予定の専門学校生等を同育英会に推薦してきたが、今後も依頼があれば当方の貸与者を推薦することとした。本件奨学金は援護基金を通じて各学生に給付するものである。

(3) 中国帰国者支援・交流センター等就学教材費援助事業

中国残留邦人等が日本社会において早期に自立するために国（厚生労働省社会・援護局）が設置した施設である中国帰国者支援・交流センターなどに通学し、日本語の学習支援を受ける者のうち国が支援対象としない者（中国残留孤児が日本帰国後において呼び寄せた二世及び三世）に対し教材費を援助する。

#### (4) ホームヘルパー養成及び介護資格取得支援事業

日本社会で自立し心身共に健全な生活が送れるため、または就業上のキャリアアップを目的として中国帰国者の一世、二世及び三世並びにその配偶者を対象に、ホームヘルパー2級のみならず1級及び介護福祉士など、より上級の介護関連資格取得のための養成講座受講料の一部を援助する。

#### (5) 中国残留邦人等支援団体が実施する事業に対する助成事業

帰国孤児や帰国婦人等とその家族を対象に、日本語教育、生活相談、福祉の向上を図るための援助活動等を行っている団体等に対してその事業を助成する。

本事業は、団体助成委員会において、助成する団体と助成内容を審査し、その答申に基づいて助成を行う。

#### (6) 意思疎通生活相談・援助事業

事務局に「生活相談室」を設けて、中国語話者である職員（医師や看護師などを経験した職員）を配置して中国残留邦人及びその家族がかかえている諸問題の相談に応じる。

#### (7) 中国帰国者の老後支援事業

##### ア 介護事業基盤整備援助

公益法人又はNPO法人等が、帰国者やその配偶者に視点をおいた介護事業を始める場合に、一定期間を介護事業基盤整備期間として資金の一部を援助する。

また、介護保険事業者として事業を行っている公益法人又はNPO法人が、高齢帰国者及びその配偶者をサービスの対象としたことにより運営に負担が生じている場合には、一定の条件の下に支援を行う。これらの支援は、団体助成委員会において、助成する団体と助成内容を審査し、その答申に基づいて助成を行う。

##### イ 要介護支援モデル事業

20年度及び21年度において、厚生労働省からの委託事業として要介護支援モデル事業を実施した。この事業は、中国帰国者等が入所又は通所する老人福祉施設等において帰国者等のニーズにあった介護サービスがどのようなものか、また、どのように支援することで安心した老後の生活を送ることができるのか等について調査研究を行うもので、試行的に中国語話者である「支援員」を派遣及び携帯電話による中国語の語りかけ支援を行い、その支援効果を有識者による研究会により検証し、委託元である厚生労働省へ結果報告をした。

これらを受け、22年度から援護基金の自主財源で事業を開始し、上記「中

国語話者による語りかけ支援」を継続的に実施するとともに、中国帰国者等が在在する老人福祉施設等の職員、中国残留邦人等宅に訪問介護を行っている事業所等の職員及び支援通訳などを対象として、有識者によるセミナーを開催した。その結果を踏まえ、23年度は高齢帰国者への今後の老後支援として行うべき事業について、有識者の参加を仰いで検討会議を開催したところである。

検討会議の内容を踏まえ、24年度は高齢帰国者へのより実践的なケア方法の研修会を行う等、帰国者のために継続して事業を実施することとしたい。

#### (8) 中国・サハリン残留日本人国籍取得支援事業

中国及びサハリンに残留した邦人のうち、身元が判明している中国残留邦人・サハリン残留邦人が戸籍の訂正等の申請を行う場合に、その手続きに必要な弁護士費用等を援助する。

本事業は、当援護基金が日本財団からの助成を受けて日本司法支援センターに委託して支援を行うもので、24年度は5件185万円（申請に際して昨年10月17日の理事会及び12月14日の評議員会で事前承認を得ている）申請している。

#### (9) 普及啓発及び広報事業

終戦後生まれの方々が日本国民の75%を越えるなかで、中国帰国者が日本社会で温かく迎え入れてもらうためには中国残留邦人のことを知っていただくことが何より重要である。そのため、あらゆる機会を捉えて中国残留邦人についての普及啓発事業を行う。

機関紙については、中国帰国者等、関係公的機関、関係民間団体、寄附者（法人を含む以下同じ。）等に対し、「理事会審議の概要・援護基金の業務遂行の現況・寄附者のご芳名・出版物の紹介」等、時宜に即した記事を掲載することとしており、24年度は2回発刊を目標とする。

#### (10) 中国帰国者定着促進センター運営事業（厚生労働省の委託事業、公募）

中国帰国者定着促進センター（所沢）の管理、運営（中国帰国者及びその家族に対する日本語教育、生活指導、就籍指導、就職指導及び日本語能力の向上を図るための通信教育）を行う予定である。

24年度は、20世帯63人を受入れ予定。（23年度22世帯82人）

#### (11) 中国帰国者支援・交流センター運営事業（厚生労働省の委託事業、公募）

中国帰国者支援・交流センター（御徒町）の管理、運営（日本語学習支援事業、生活相談事業、及び地域支援事業）を行う予定である。

なお、支援・交流センターにおいて実施すべき事業として22年度新たに加わった地域生活推進支援事業については、中国帰国者が老後をより安心した生

活を送ることができるようにするための先駆的、自主的な事業をNPO等と連携してモデル的に実施することとしている。

(12) 中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業  
(厚生労働省の委託事業、公募)

中国帰国者定着促進センター及び支援・交流センターにおいて、中国帰国孤児等に対して職業指導及び職業相談等を行う予定である。

(13) 中国残留邦人等とその家族のための日本語教材等の開発及び出版事業

様々な年齢層や学習レベルの帰国者等の学習ニーズに応えるために、引き続き日本語教材等の開発、改訂、出版をすすめる。

また、中国残留邦人等について社会的関心を高め、広く一般の理解を深めるために、引き続き必要な出版物の開発に努力し、発刊、販売を行う。これらの教材等の出版物を必要とする帰国や支援者等が容易に入手出来るように、定着促進センターや支援・交流センターだけでなく、より広い範囲への広報、販売にも努力する。